

○西紋別地区環境衛生施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

制定 昭和50年4月1日条例第2号  
改正 昭和50年12月15日条例第23号  
昭和53年4月4日条例第1号  
昭和55年3月12日条例第1号  
昭和56年3月9日条例第1号  
昭和58年10月4日条例第1号  
昭和60年4月3日条例第1号  
昭和62年3月31日条例第1号  
昭和63年3月31日条例第1号  
平成元年3月31日条例第1号  
平成3年3月29日条例第1号  
平成5年3月29日条例第2号  
平成12年12月26日条例第7号  
平成20年12月26日条例第3号  
令和3年9月28日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、特別職に属する西紋別地区環境衛生施設組合職員のうち、非常勤のもの（以下、「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬は、別表第1による。

(費用弁償)

第3条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償を支給する。

2 日当及び宿泊料の額は別表第2のとおりとし、費用弁償の種類及びその支給方法に関しては、組合職員の旅費支給の例による。

(事務引継、残務整理等の費用弁償)

第4条 事務引継、残務整理等のため退職又は免職となった者に出張を命じたときは、前職相当の費用弁償を支給する。

(死亡の場合の費用弁償)

第5条 特別職の職員が公務のため旅行中に死亡したときの費用弁償は、次の定めによって支給する。

- (1) 死亡地から 1 日任地に至る往復に要する前職相当の費用弁償の 2 倍に相当する額。
- (2) 前号の費用弁償は、その遺族に支給する。支給順位は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、祖父母、孫、兄弟姉妹、その他の親族の順位による。

（重複支給の禁止）

第 6 条 特別職の職員で同一の日に 2 種以上の職務に従事した場合の費用弁償は、重複して支給しない。

2 市町村長及び市町村の常勤の職員から選任された特別職の職員には、報酬は支給しない。

（委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年12月15日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年7月1日から適用する。

附 則（昭和52年4月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年4月4日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年3月12日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月9日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和58年10月4日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年10月1日から適用する。

附 則（昭和60年4月3日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年3月31日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年3月31日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成元年3月31日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成3年3月29日条例第1号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 29 日 条例第 2 号）  
この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 26 日 条例第 7 号）  
（施行期日）  
この条例は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 26 日 条例第 3 号）  
公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 28 日 条例第 7 号）  
この条例は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

## 別表第 1

### 報酬額

区 分	議 員 報 酬 額 又 は 報 酬 額	
組 合 議 員	日 額	6,500 円
監 査 委 員	”	6,500 円
公 平 委 員	”	6,500 円
そ の 他 の 委 員	”	6,500 円

## 別表第 2

### 日当及び宿泊料

	日 当（1 日 に つ き）		宿 泊 料（1 日 に つ き）	
	市 外	市 内	甲 地 方	乙 地 方
組 合 議 員	2,600 円	1,000 円	11,700 円	10,200 円
条 例 ・ 規 則 に 定 め る 委 員	2,500 円	1,000 円	11,200 円	9,700 円

備考 宿泊の欄中「甲地方」とは道外及び札幌市をいい、「乙地方」とは、その他の地域をいう。